

二宮町社会福祉協議会居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1)名称等

事業所の名称	二宮町社会福祉協議会 ホームヘルプステーション
所在地	神奈川県中郡二宮町山西5-1
管理者の氏名	吉澤 学
TEL	0463-73-2881
FAX	0463-73-0295
介護保険事業所番号	1471300077
サービス提供地域	二宮町全域

(2)営業時間及び休日

営業日・受付時間	月～金(8時30分～17時15分)電話により24時間連絡可能
休業日	土、日、祝日、12月29日～1月3日

(3)職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤
1. 管理者	1	0
2. 介護支援専門員	3	0

2. 介護支援専門員による主なサービス内容・利用料等

(1)サービス内容

当事業所では、利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画作成の支援を行ないます。また、居宅において適切なサービスが確保されるように、サービス提供事業所と連絡調整を行なうなど、その他必要な便宜を図ります。事業内容は以下のとおりです。

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接相談を行ないます。そこでの情報や希望をもとに居宅サービス計画の原案を作成します。この原案に基づき、サービスの種類、内容、利用料等について説明の上、利用者の選択により最終的な居宅サービス計画を作成します。尚、利用者はサービス計画に位置付ける事業所の複数の紹介、また選定理由の説明を求める事ができます。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。
- ②居宅サービス計画作成後は、担当者が利用者及び家族と連絡を取りながら、経過の把握に努めます。また、計画に沿ったサービスが提供されるようサービス提供事業者と連絡調整を行ないます。
- ③利用者の状態に変化等があれば、居宅サービス計画の変更、要介護・要支援認定区分変更の申請等、必要な支援を行ないます。また、利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合も、計画の変更等、必要な支援を行ないます。

* 病院等へ入院された場合は、入院先の医療機関へ担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先の提供をお願いします。

* テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

- ①利用者の状態が安定している、②利用者がテレビ電話装置等を使い意思疎通ができる(家族等によるサポートを含む)、③テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について他のサービス事業者との連携により情報を収集することが可能な場合実施できます。

□テレビ電話装置等を活用したモニタリングの説明を受け、必要時に実施することに同意します。

(2) サービス利用料

要介護または、要支援認定を受けられた方は、介護サービス計画に係る費用は介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。(無料)

主任介護支援専門員を配置し、質の高いサービスの提供と中重度者や困難ケースに対応できる体制作りを行うため特定事業所加算(Ⅱ)を取得しています。当事業所の居宅介護支援料金は別紙のとおりです。

※交通費について・・・通常のサービス実施地域(二宮町内)以外でのサービス提供に際し、要した交通費については実費をいただきます。

(3) サービスの開始及び解約について

当事業所は、重要事項説明の同意をもってサービスを開始致します。また、サービス提供の中止、または、解約時の費用は一切かかりません。

3. 秘密保持

(1)当事業所の従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です。

(2)当事業所は、重要事項説明の同意をもって、以下に挙げる理由に限り、利用者及びその家族に関する情報を提供します。

- ①要介護・要支援認定調査及び居宅サービス計画の内容について、関係する都道府県、市町村、付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。
- ②主治医等が居宅サービスの内容について情報提供を求めた場合。
- ③居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の関係者が、サービス担当者会議などサービス提供上情報を用いる必要がある場合。

4. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行なうとともに、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行いません。

5. サービス内容に関する相談・苦情

当事業所の居宅介護支援に関する相談。苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

相談窓口(当事業所)	利用時間 利用方法 担当	平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分 電話 0463-73-2881 吉澤 学
二宮町役場	利用時間 利用方法 担当	平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分 電話 0463-71-3311 福祉保険課 介護保険班
国民健康保険団体	利用時間 利用方法 担当	平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分 電話 045-329-3447 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係

6. 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止する為に次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	吉澤 学
-------------	------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを町に通報します。

7. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

8. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

9. 概要

名称・法人種別	社会福祉法人 二宮町社会福祉協議会
代表者	会長 関野 茂司
所在地・電話	神奈川県中郡二宮町山西5-1 0463-73-0294
業務の概要	居宅介護支援事業 訪問介護事業 障害福祉サービス事業 地域包括支援センター事業、ボランティアセンター事業、ともしびショップ運営事業 地域福祉活動推進事業 日常生活自立支援事業 ファミリーサポートセンター事業等

ご利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ以下の対応をさせていただきます。

- ・書面で説明、同意等を行うものについて電磁的記録による対応を可能とします。
- ・ご利用者等の捺印について、求めないことを可能とします。

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、前記により重要事項を説明しました。

(事業者)	所在地	神奈川県中郡二宮町山西5-1
	事業所名	二宮町社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション

説明者

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、前記の通り説明を受け、同意し交付を受けました。

二宮町社会福祉協議会ホームヘルパーステーション 殿

(ご利用者)

住所

氏名

(ご利用者家族)

住所

氏名

(事業者)	所在地	神奈川県中郡二宮町山西5-1
	事業所名	二宮町社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション
	電話	0463-73-2881